

別紙 11 補足資料

維持管理のサービス対価の改定方法

※以下は仮の想定年度であり、年度は提案により変動することを前提とする。  
 ここでは、工程が以下の通りであった場合を想定する。

令和 2（2020）年度：設計、施工、工事監理、暫定ターミナル施設維持管理開始  
 令和 3（2021）年度：施工、工事監理、暫定ターミナル施設維持管理  
 令和 4（2022）年度：施工、工事監理、暫定ターミナル施設維持管理  
 令和 5（2023）年度：暫定ターミナル施設維持管理、新ターミナル維持管理開始  
 令和 6（2024）年度～：ターミナル施設維持管理（通年）

★令和 2 年度は暫定ターミナル施設の維持管理開始を想定（短期）  
 ★令和 5 年度は新ターミナル施設の維持管理開始を想定（短期）  
 ★令和 6 年度以降の維持管理サービス対価を見直し協議の対象とする

維持管理のサービス対価の改定方法は、原則として、以下のとおりとするが、具体的な手続きについては、本件契約の締結後、甲と乙で手続きの詳細について協議したうえで、甲が決定する。

1 対象となる費用

維持管理のサービス対価

2 物価変動に基づく改定

(1) 【令和 5】年度の維持管理のサービス対価の改定

【令和 5】年度の維持管理のサービス対価の改定は行わない。（提案通りの価格。ただし、下記の趣旨で改定することも可能）

(2) 【令和 6】年度の維持管理のサービス対価の改定

令和元年（平成 31 年 1 月～令和元年 12 月＝提案時の指標）の下表に示す指標と、【令和 5】年（令和 5 年 1 月～令和 5 年 12 月）のそれとを比較し、3%以上の変動が認められる場合に、【令和 6】年度の維持管理のサービス対価を、以下の算式に基づいて改定する。

使用する指標	価格改定の算式
「消費税を除く企業向けサービス価格指数」－建物サービス－（物価指数統計月報・日本銀行調査統計局）	$P【R6】 = P【提案時】 \times (I【R5】 / I【R1】)$ ただし $  (I【R5】 / I【R1】) - 1   \geq 3.0\%$ P【提案時】：入札提案時の令和 6 年度の維持管理費相当額 P【R6】：改定後の令和 6 年度の維持管理費相当額 I【R1】：平成 31 年 1 月～令和元年 12 月の指標の年平均値 I【R5】：令和 5 年 1 月～12 月の指標の年平均値

(3) 【令和7】年度以降の維持管理のサービス対価の改定

【令和7】年度以降については、前回改定時（(2)の改定が行われなかった場合は、令和元年とする）の指標の平均値と、前年のそれとを比較し、3%以上の変動が認められる場合に、当該年度の維持管理のサービス対価を、以下の算式に基づいて改定する。

使用する指標	価格改定の算式
「消費税を除く企業向けサービス価格指数」-建物サービス-（物価指数統計月報・日本銀行調査統計局）	$Pt' = Pt \times (It-1 / Is)$ ただし $  (It-1 / Is) - 1   \geq 3.0\%$ Pt : 前回改定時の当該年度（t年度）の維持管理費相当額 Pt' : 改定後の当該年度の維持管理費相当額 It-1 : 前年1月～12月の指標の年平均値 Is : 前回の維持管理費相当額の改定の基礎となった年の1月～12月の指標の年平均値

3 消費税法変更に基づく改定

維持管理のサービス対価に対する消費税法が変更された場合、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出する。

※4 ターミナル施設の利用状況に基づく改定

入港客船数が当初の想定を大きく上回る、あるいは下回る場合には、その都度維持管理のサービス対価の改定について協議を行う。（修正検討中 後日修正版を公表）

5 その他

改定後の維持管理のサービス対価の円未満の部分は切り捨てる。